

第2回民医連看護学生 Web 全国交流会の概要報告

【はじめに】

看護学生支援運動政策チームとして発案し、看護学校副校長会議主催で昨年初開催した標題の集まりを今年度も開催した。学校・学年によりスケジュール調整が困難だった為、同じ内容で二回に分けて開催した。これまでは、コロナ禍での「学生支援緊急給付金」の獲得などの取り組みを進めて来ていたが、今年度は5類に移行してしまったことも踏まえ、国際人権規約第13条「教育に対する権利」をモノサシに日本の権利状態を学ぶ事も柱に据えた。

民医連加盟7校から学生39人教職員25人が参加した(講師と事務局合わせて計70人)。

■Part1 ; 2023年6月30日(金) 16時半~18時

■Part2 ; 2023年7月7日(金) 16時半~18時

目的 : ①学ぶ権利について諸外国とも対比しながら学ぶ。

②5類移行後の学生の要求を知る。

③全国の看護学生の交流の場を提供する。

学習 : 『知っていますか!?学ぶ権利』

講師:久保田貢 先生(愛知県立大学教育福祉学部 教育発達学科教授)

プログラム: 1.ファースト・コンタクト(学校紹介)

2.学習講演『知っていますか!?学ぶ権利』

3.学校の垣根を越えた、ブレイクアウト・セッション



【1.ファースト・コンタクト(学校紹介)】

「学生と教員の距離が近い」「地域との関りが凄く深く、教室だけではなく地域フィールドなどで、様々な体験から学べる」「他学年とも交流しながら楽しく学んでいる」「学生の年齢層が幅広いが、学びも遊びもオンとオフをハッキリさせて一緒に出来る」「設備が新しく清潔なイメージ」「患者さんの立場に立った演習が出来、看護への思いが強くなった」「クラスのみんなが和気あいあいとしている」「学校行事などにも自主性を持って活発に活動している」「実習地の医師・看護師が講義に来てくれているので、実習先でも声をかけてくれて学びやすい」など、参加した学生から自分の各学校の特徴を紹介してもらいました。

【2.学習講演『知っていますか!?学ぶ権利』講師:久保田貢先生】

1.人間にとって「学ぶ」ということー学ぶ動物としての人間、2.「学校」で学ぶ意味、「学校」(公教育)の成立、3.人びとはどのように学ぶ権利を手に入れてきたのか、4.経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)第十三条と諸外国の権利保障、5.人間にとって「ケア」する、「ケア」されるということー看護の重要性という5つの柱でお話したいと思います。

1.人間にとって「学ぶ」ということー学ぶ動物としての人間

赤ちゃんは単純な図よりも複雑な図により興味を示します。生まれたときから「知的好奇心」の塊のような存在が人間の特性で、学びは、なくてはならないものなのです。しかしそうした天性のものと同時に、社会的・文化的な学びや経験を各自が再構成しながら社会生活を営む中で発達していくのが人間です。幼児に「行きたいところはどこ?」と尋ねたら、例えば「公園」と応えるでしょうが、今日参加されている皆さんならば「ディズニーランド」とか「京都の寺社仏閣巡り」とか、より具体的な答えが返ってくると思います。そこには経験して来た教育・マスメディア・SNS等の影響の大きさ(長さ)の違いが反映しています。人間は学ぶ動物であるとともに、社会的・文化的生物なのです。社会生活をしながら成長していく人間にとって、何を学ぶか、何を教育するかはとて

も重要で、だからこそ「学ぶ権利」が保障されなければなりません。次に観ていただくのは世界的に大きな反響を呼んだ映画の予告編ですが、学校というものが無かった地域で、やっと学校は建っただけでもそこに通うまでにもものすごく遠い、いのちがけで通学しなければいけない、それでも通学したいと強く思う子どもたちを描いています(映画評:『ここには、厳しくも、成長することの煌めく尊厳がある。』内田也哉子/文筆業)。

映画「世界の果ての通学路」予告編 <https://www.youtube.com/watch?v=BkTjJLPT2fQ>

日本国憲法では生存権を規定した 25 条に続けて 26 条で『すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2. すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする』と定めています。「生存権(25 条)」を保障するためには「教育を受ける権利」を保障する必要があります、更にわが国では、権利のない状態で、間違った教育により国民が戦争に駆り出されたという歴史の反省からこの条文が生まれています。義務を負っているのは子どもではなく保護者ですが、保護者が義務を果たすために国が条件整備をすること、その為にまずは義務教育は無償にし、それ以外の教育も無償化に向かっていきましょうということが 26 条制定の時に含まれていたと考えられています。

2. 「学校」で学ぶ意味、「学校」(公教育)の成立、& 3. 人びとはどのように学ぶ権利を手に入れたのか

先日、学生に「学校って何のためにあるんだろうね」という話をしました。人間というのは「かけがえない自分」「他とは違う自分」とは何かを探しながら、社会の中でどう生きていくのかの模索をしています。そのとき「他者」の存在は必ず必要となります。他者の存在とは、学校集団での生身の人間の存在だけではなく、文学・芸術といった、描かれた世界や登場人物との想像力を働かせた対話も入ります。200 年前の江戸時代では、武士や貴族の子どもは学ぶ機会が与えられていましたが、それ以外の家庭の子どもたちには学ぶ機会は与えられていませんでした。現在でも「貧困家庭」が存在し、格差が生じています。その格差を埋める為に学校(公教育)があるのです。富裕層からはたくさん税金を徴収し、それ以外の所得層からは少ない税金を徴収して国家が学校を建てて誰もが平等に学べる環境を整備したのです。こうしたことを富の再分配とか所得再分配と言いますが、残念ながらこの所得の再分配機能を崩そうとする富裕層(財界)の企てが近年強くなっています。

保健所を考えてみて下さい。これも公立学校と同様に所得再分配でつくられていますが、ここ 25 年間で保健所の数が半分に減らされてしまっていたことがコロナ禍での検査体制などで大きな問題となりました。1990 年度と 2018 年度の国家予算のグラフを示しますが、予算規模は同じですが所得税・法人税がそれぞれ 6.1 兆円減り、その分、赤ちゃんからお年寄りまで課税されてしまう消費税が 13 兆円も増税されました。富裕層(財界)が新自由主義の中で、みんなの平等の為に自分の税金なんか使いたくないと言って減税を迫ってきたためです。当然これに抗した運動もはじまっています。ロンドンでは英国王立看護協会の看護師が 106 年前の創立以来はじめてストライキに立ち上がり政府に賃上げを求めました。長引くインフレと低賃金の中で、所得の再分配を賃金という形で求めているわけです。イギリスでは看護師不足が深刻で、賃上げをして看護師を大量に失わないようにしないと患者に影響が及ぶと訴えています。

[ニュース映像] 深刻な物価高のイギリス 看護師がストライキ 2022 年 12 月

<https://images.app.goo.gl/rAAjPx8HUPrnyAZY9>

富裕層は力が強いので、貧困層・中間層はこうして集まって、集団の力でアピールすることで政府に平等や権利を求めているのです。こうした運動は歴史的に労働組合などによって繰り返し取り組まれて来ました。

4. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）第十三条と諸外国の権利保障

学ぶ権利に戻りますが、第二次世界大戦以降は、こうした権利を条項にして明文化しておこうという流れが国際的に強まります。1945 年国連憲章、48 年世界人権宣言、そして 66 年に国際人権規約が制定されます。13 条の 1 において「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する」と述べて、この 1 を完全に実現するための一つとして「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としています。

日本は長年、この 13 条については留保していましたが 11 年前にこの条項も批准して、ほんの少しだけ前進しています。しかし、諸外国と比較したグラフを示しますが「GDP に占める教育の公的支出の割合」など最低ランクです。更に北欧などでは大学まで学費は無償で、その上、学ぶ環境を保障する為に、つまりバイトして大学に行くなんてしなくてよいように奨学金も支給されます。日本の奨学金は「ほとんどが貸与型」で「低額」、そして「債権回収業者まで使った厳しい返還」という内容で、奨学金ではなく教育ローンです。故に、先月(2023. 6. 18)「朝日新聞」が「奨学金返済苦が自殺動機に」と一面トップで記事にしています。

人間は学ぶ動物だと最初にお話ししましたが、今、教育費完全無償化という流れがあります。アメリカの公立小学校では鉛筆などの文房具も貸与されますし、北海道の浦幌町では通学費に対する補助金制度(だいぶ削られてしまいましたが)もあります。学費無償とは授業料だけではなく、文房具やパソコンなどの修学費や通学費なども全て含まれたものであるべきだという要求です。当然の要求だと思います。

5. 人間にとって「ケア」する、「ケア」されるということー看護の重要性

とりわけ日本ではケアという仕事が軽視されていて、皆さんは学ぶ上で学費と共に二重の問題を抱えていると言えます。ケア労働とは育児、介護、介助、看護などの事ですが、あらゆる人、社会がケアに依存し、ケアなくしては生きられないにもかかわらず、日本では家事労働など含めて、特に女性が無償（もしくは低賃金）で担えばよいと考えられてきました。資本主義社会としてはそのほうが得で、楽だからです。ケアに専門性は不要とも考えられてきました。

しかし、学びもケアも人間にとってなくてはならないものです。みなさんが、学ぶ環境を充実させるために学費無償化や給付型奨学金拡充、またケア労働の充実を目指して自治会や労働組合でみんなで声をあげていくことはとても大事な事だと思います。学びとケアなくして、人間は人間として生きていくことは出来ないのです。

【学生の感想】

[久保田貢先生のお話を聴いて]

- ◎富の再分配が満足におこなわれず、富裕層の減税と貧困層の増税が行われている現在の状況にとっても悲しくなりました。学ぶ権利が全ての人に平等になるために教育の無償化を国に進めて欲しいと思いました。
- ◎自分が今、学べていることが当たり前じゃないということを知ることができました。
- ◎学びの権利を含め色々な権利を一般人が主張することが先進国では当たり前であって、奨学金など改善していつている一方、日本では学費を賄えない現状があることが心苦しかった。
- ◎教育の格差が想像以上にあって、考えさせられた。
- ◎海外と日本の違いやデモ活動が活発でそれを行うことで社会が変わっていることを知った。

【他校との交流について】

- ◎色々な刺激があり、考えさせられることが多くあって、楽しかった。
- ◎貴重な時間になりました。
- ◎感想交流では、自分と違った感じ方だったり捉え方があって面白かったです。学校や実習の意見交換では、患者さんとの関わり方のヒントを得ることができ勉強になりました。
- ◎自分の地域だけでなく、他の学校の地域での学習方法や実習での苦勞を聞くことが出来て新鮮な気持ちになった。
- ◎色んな地域の看護学生とお話する機会は中々ないので楽しく学ぶことが出来ました。

【今後の取り組み】

本集会前後に、一昨年の全国看護学生アンケート調査を下敷きにして、メールで意見交換しながら今年度版を作成し通達を発送しました。(2023年7月21日付 全民医発(45)ア-596号)

- /調査目的/ ①2023年における看護学生の実態を把握し世論に訴える
②国・自治体への看護学生支援要請に活かす
③看護学生の声や要望を集めてお金の不安なく学びやすい環境を実現する
- /対象/ 現役の看護学生全て
- /調査方法/ Google フォームでのアンケートへのご協力をお願いします。
アンケートのURL: <https://forms.gle/Mo9kWWXm84ABDUzM8>



➡チラシのダウンロードはこちら

<https://kirarikango.com/news/news-4212/>

/締め切り/ 2023年8月末日

○結果は、全日本民医連看護のホームページ『きらり看護』上で、公表。



以上